平成２６年（フ）第５５９号
神奈川県藤沢市下土棚1043番地の６　シャトレー湘南304号室
債務者　中山江利子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１９号
東京都東村山市萩山町３丁目21番地１クリッパーハウス202
債務者　伊勢　明正
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９５号
静岡市葵区羽鳥６丁目21番74―１号、旧住所静岡市葵区建穂２丁目19番16号
債務者　入谷　敦夫
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９号
岡山市南区泉田３丁目６番20―６号　エントピア芳泉Ｂ201
債務者　脇本　愛美
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷福地1080番地かえで626
債務者　川村　祐治
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月３日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
静岡市清水区北脇655番地の３
債務者　牧野　哲也
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月30日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５０号
岡山市北区青江４丁目３番23号Ａコートヴィレッジ302
債務者　横見瀬茂男
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６号
岡山県赤磐市山陽３丁目９番２―402号
債務者　岸本　祐児（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５号
岡山市南区南輝１丁目18番15号木村マンション103号
債務者　鈴木　信子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５３号
岡山市北区清輝橋２丁目７番19号内田ビル301号、住民票上の住所岡山市北区清輝橋２丁目７番19号内田ビル301号　岡澤方
債務者　福田　敏彦
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８０７号
東京都江東区塩浜２丁目９―８―112
債務者　原口三津男
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８５９号
千葉県市川市南大野２丁目４―Ｄ―1109
債務者　中山　綾子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８６６号
東京都墨田区太平３―16―４―202、住民票上の住所東京都港区元麻布２丁目11―53―302
債務者　村上　乙和
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９１３号
東京都新宿区西落合１丁目18―18
債務者　河内ユリ子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９３３号
東京都練馬区関町北５丁目19―25―101
債務者　美馬　良男
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９４７号
埼玉県越谷市大字恩間新田671―２
債務者　島貫　定洋
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部